

滋賀県スポーツ振興補助金
トレーニングセンター支援事業 実施要領

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポに向けて整備・充実された競技スポーツ拠点（高等学校、スポーツ施設）・チームを国スポレガシーとして継承・発展させ、子どもから大人までの幅広い世代が競技スポーツに親しみ、継続的に取り組める環境を維持・充実することを目的とする。

2 対象および指定基準

(1) 高等学校

対象高等学校（以下「センター校」という。）は、滋賀県内に所在し、学校が保有する施設や特殊競技用具等を活用し、当該競技の県域の活動拠点として役割を果たしている学校。

(2) スポーツ施設

対象スポーツ施設（以下「センター施設」という。）は、滋賀県内に所在し、以下のアとイの要件を全て満たすものとする。

- ア. 専門的な競技施設や設備を有し、当該競技の県域の普及・育成・強化事業の活動拠点を担っている施設。
- イ. 高校生までのジュニア世代を対象に、競技団体と連携して県域から参加者を募集する普及・育成・強化を目的とした事業（教室等）を実施している施設。

(3) チーム

対象チーム（以下「センターチーム」という。）は、以下のアからウの要件を全て満たすチームとする。

- ア. 以下のいずれかに該当し、年間を通じて継続的に活動するチーム。
 - A. 企業や法人格を有する運営母体があり組織基盤が安定しているチーム。
 - B. わた SHIGA 輝く国スポを契機に創設され、地域貢献や次世代育成等の活動を行うチーム。
- イ. わた SHIGA 輝く国スポのレガシーを継承し、令和8年度以降も国スポの成年種別の母体チームとして競技団体に協力するチーム。
- ウ. 県民がトップレベルのスポーツに触れる機会を創出するため、普及・育成事業に取り組むチーム。

※対象競技は、高等学校、スポーツ施設、チームともに国民スポーツ大会正式競技とする。

3 指定方法

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課長は、年度毎に指定基準を満たす高等学校・スポーツ施設・チームを指定し、指定証を発行する。

4 指定期間

指定期間は、指定された日からその年度の3月31日までとする。

5 責 務

- (1) センター校は競技団体と連携し、当該競技の普及・育成・強化を目的とした事業の活動拠点として協力すること。
- (2) センター施設は競技団体と連携し、当該競技の普及・育成・強化を目的とした事業を実施すること。
- (3) センターチームは、県民がトップレベルのスポーツに触れる機会を創出するため、年1回以上の普及・育成事業を実施すること。

6 指定の解除

指定対象が、2の指定基準に該当しなくなると認められるとき、または5に規定する責務を放棄したとき、またはこれに類する状態と判断されるときは指定を解除することができる。ただし、指定の解除は翌年度からとする。

7 支援内容

(1) センター校

- ①活動拠点に必要な競技用具の整備等、練習環境の維持に向けた経費に対する支援。
- ②外部指導者の派遣。

(2) センター施設

センター施設が主催する、高校生までのジュニア世代を対象とした、普及・育成・強化を目的とする教室等の事業に対する支援。

(3) センターチーム

センターチームが行う、当該競技の普及・育成や競技力向上を目的とした活動に対する支援。

8 補助金の執行

県は、滋賀県スポーツ振興補助金交付要綱に基づき、(公財)滋賀県スポーツ協会が行うセンター校、センター施設およびセンターチームに対する上記の支援に対し補助を行う。なお、センター施設のうち、(公財)滋賀県スポーツ協会が指定管理者として管理を行う県施設で行う事業については、別に定める実施要項に基づき、県が同協会に対し補助を行う。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。